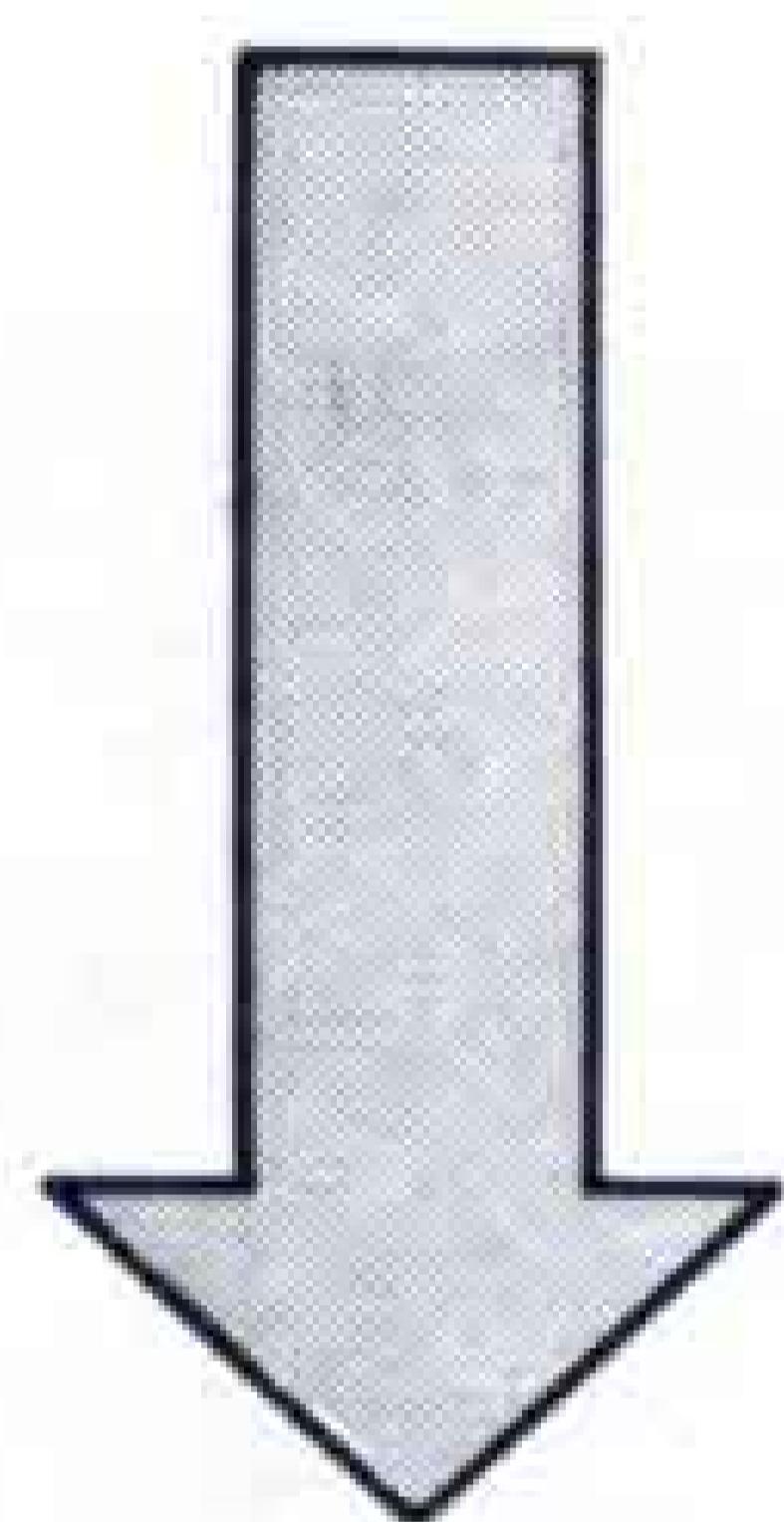


印鑑登録証が変わります

変更手続は10月1日から
来年9月30日までに市民課で

グリーンの手帳が



カードになります



富士市印鑑条例が10月1日から一部改正されま
す。

改正の主な点は、印鑑登録証が手帳からカード
になることと、保証人制度を設けたことです。
この改正によって現在、印鑑登録をしてある人
でも10月1日から57年9月30日までに変更の手
続をしないと、登録が廃止されますので、忘れ
ずに手続きをしてください。

市民課窓口で手続してください。

10月1日以後に

新しく印鑑登録する人は

◎本人の身分を証明（運転免許証や
パスポート等官公署で発行した許可
証、身分証明書で写真が貼ってあり
割印してあるもの）する資料のある
人は、その証明書と登録印。

◎本人の身分を証明する資料のない
人は、20歳以上で富士市に印鑑登録
をしてある人を保証人に立てれば登
録できるようになりました。

この場合、本人と保証人が一緒に
来庁するのが原則ですが、保証人が
こられないときは、保証人が自書し
た書面が必要です。

手続に必要なものは登録者の印、
保証人の登録してある印と登録証で
す。

手續は月・土曜日をさけて

期間は1年間ありますので、その
間に変更手続をお願いします。

変更手続で、窓口が非常に混雑す
ることが予想されます。特に月曜日、
土曜日は窓口が混みますので、なる
べくさけてください。

現在印鑑登録を
してある人は

現在印鑑登録をしてある人で、引
き続き登録を必要とする場合は、印
鑑登録証（グリーンの手帳）と登録
印をお持ちください。

本人が申請できない場合は、代理
人でもできますが、代理人の印が必
要です。

登録できなくなる印

現在登録されている印でも、印影
が鮮明に出ないもの、模様入りのもの、
囲りが欠けているものは登録で
きなくなります。

この場合は、登録してある印と新
しく登録する印を一緒にお持ちにな
れば更新の手続ができます。

*印鑑登録証をなくしたり、登録印
をなくした場合は、新しく登録して
いただきます。

更新期間を過ぎると
登録は廃止されます

変更できるのは、10月1日から57
年9月30日までの1年間です。

この期間に変更の手続をしないと
登録は廃止されますので、忘れずに

印鑑についての問い合わせは市役所市民課へ

☎ 51-0123 内線 237~240